

自立支援日常生活用具支給のご案内

自立した生活を援助するため、歩行や入浴などを補助する用具の購入費用の一部を補助します。

1 対象者

新宿区内に住所がある65歳以上の介護保険の認定結果が『非該当』の方で、日常生活動作に不安のある方。

2 対象種目および給付限度額

対象種目	給付限度額(税込)
(1) 腰掛便座（ポータブルトイレは除く）	51,500円
(2) スロープ	50,500円
(3) 歩行支援用具	53,600円
(4) 入浴補助用具	90,000円

※上記(1)から(4)ごとの申請は各1回限りで、給付限度額以下の購入で残金があっても複数回の申請はできません。

3 費用

購入費用の「1割」「2割」または「3割」

※ 利用者の所得に応じて、給付限度額内でかかった費用の1割、2割または3割を利用者が負担してください。残りの9割、8割または7割の費用は、給付金として区から直接用具取扱業者へ支払います。

※ 給付限度額を超えた費用は、利用者負担となります。

裏面に続く

4 手続

- (1) 用具を購入する前に区役所の介護保険課給付係に相談してください。
- (2) 区職員が利用者の身体状況等の調査のため自宅を訪問します。訪問時にこの制度の対象となるかを確認し、申込みを受け付けます。
- (3) 区から用具取扱業者に見積もりを依頼します。
- (4) 区で書類審査後、利用者宅に「自立支援日常生活用具給付決定通知書」を送付します。(利用者負担の割合と利用者負担額については、給付決定通知書に記載しますので確認してください。)
- (5) 用具取扱業者より利用者へ用具が配送されます。
- (6) 用具受領後、費用(利用者負担分)の支払いとともに「給付券」に利用者が署名・押印をした後、用具取扱業者に渡してください。

5 注意事項

※ この補助を受けるためには、用具を購入する前に相談・申込みが必要です。相談の時点で既に購入済のものについては適用できません。

※ 所有する用具が老朽化したという理由での購入は、この制度は適用できません。

その他、ご不明な点などありましたら下記までお問い合わせください。

相談・問い合わせ先

〒160-8484
新宿区歌舞伎町1-4-1

新宿区 介護保険課 給付係

電話番号 03-5273-4176
ファクス 03-3209-6010